

# 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
奈良県大和郡山市
- 2 構造改革特別区域の名称  
元気城下町（やまところりやま）清酒製造体験特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
奈良県大和郡山市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地理的・歴史的特性

大和郡山市（以下「本市」という。）は、奈良県北部に位置し、東西9km、南北7kmの広がりを持ち42.68km<sup>2</sup>の面積を有する。大和川水系である一級河川の佐保川や富雄川が南流し、市域は概ね平坦であるが、富雄川以西では矢田丘陵が広がり起伏が大きくなっている。大阪市から直線距離で約25km、京都市から約40kmの距離にあり、そのアクセス性の高さから京阪神地区における中堅都市として発展を遂げてきた。また、内陸性の工業団地が形成されている一方で、郡山城を中心とする城下町として繁栄してきた経緯から、多くの文化遺産や自然環境が現存している。

都市の形が形成されたのは、戦国時代末期に筒井順慶が郡山城の礎を築き、その後1585年に豊臣秀長が郡山城に入り、郡山はこの時期大和国の中心都市として栄えた。現在、郡山城跡には、天守閣などの建物は残存していないが、堀や石垣などの城郭遺構をそのまま伝えている。外堀の内側に歴史的な街なみを色濃く残す城下町が広がり、現在でも細かな路地が入り組み、古い情緒を伝える町家や社寺仏閣が現存する。また、佐保川の東側には、稗田環濠をはじめ、中世の環濠集落の姿が残っており、市内の低地部には、こうした中近世の環濠集落に起源をもつ集落が数多く存在し、のどかな農村景観を呈している。

### (2) 人口

本市の人口は、2020年7月31日現在で85,575人である。本市では1965年以降、人口の増加を続けていたが、1995年の95,000人台をピークにその後は減少が続き、今後も減少が続くことが予想される。一方、世帯数は増え続けている状況である。2016年に策定した大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口動向分析では、このままの状態が続けば、2040年には64,000人まで減少すると予想されている。

### (3) 産業

本市の産業は、金魚養殖などの伝統産業、奈良県下で最大の規模を誇る工業に加え近郊農業、商業などで構成されている。市街地には商店街、市郊外には大型店舗が複数ある一方、従来からの稲作とイチゴ、トマト、丸ナスなどの生鮮野菜をはじめとする近郊農業も盛んである。工業では、皮革産業など古くからの地場産業の他、県下第1位の工業出荷額を誇る昭和工業団地が本市南域に広がり、電子・機械工業を中心に多くの人が働いている。

また、今日では金魚と言えば「奈良の大和郡山」と評されるほど、本市は金魚の養殖で有名であり、金魚すくいに使われる和金「小赤」では、全国最大規模の生産量を誇っている。

### (4) 観光

本市は奈良県最大の城下町であり豊臣秀長が大和・和泉・紀伊三カ国百万石を治める拠点として郡山城及び城下町を整備して以降、昭和の高度経済成長期に至るまで奈良県の中核都市として栄えてきた。城跡（続日本百名城）を始め江戸、明治、大正の建物が多く残り、寺、神社、中世の遺跡など一地方都市であれば十分な観光資源があるが、JR線で一駅隣の奈良駅周辺に興福寺、東大寺、奈良公園があるため、その圧倒的な知名度と集客力の陰に隠れる目立たない存在となっている。

本市の魅力を知ってもらう一つの切り口として、郡山城址公園は日本桜名所百選にも選ばれており、桜の季節には「大和郡山お城まつり」を開催している。城下町散策に訪れる観光客の増加に伴い、散策マップの整備、観光案内所の設置、改修した町家の一般公開するなどブランド力の向上を図っている。

また、郡山城跡と並び本市のシンボルと言える金魚を活用した「全国金魚すくい選手権大会」を25年前より毎年8月に開催し、多くの観光客を魅了している。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

現在に至る大和郡山の城下町の起源は、天正13年（1585）9月、豊臣秀長が郡山に入城したことに始まる。秀長は商工業保護の政策として同業者を町に集め営業上の独占権を認めただけで、町々にそれぞれの特許状を与えて保護したが、こうした外堀の内側にある地子（じし）免除の町である本町・魚塩町・堺町・柳町・今井町・綿町・藺町・奈良町・雑穀町・茶町・材木町・紺屋町・豆腐町の十三町は箱本十三町と呼ばれた。後に鍛冶屋町が加わるなど若干の変遷はあるものの、現在に至るまで箱本十三町の呼び名は残り、その風情、町並みは城下町を形成する重要な要素となっており、観光面においても本市の魅力の1つとなるものである。

本市では、郡山城跡を中心とした城下町エリアに観光客を呼び込む様々な取り組みを行っているが、城下町エリアに位置する商店街は後継者不足による衰退や町家の老朽化

による取り壊しなどにより、城下町エリアにおける風情や魅力が失われつつあり、地域活力の低下が懸念される。

これらの地域課題を克服するためには、大和郡山の歴史や文化を活かし、城下町に点在する大和郡山らしさ・魅力を結び付加価値を与え相乗効果を図るなど、これまでにない仕掛けが必要になってくる。

本特例措置を活用することにより、城下町エリアに江戸時代から続く老舗酒蔵による清酒の製造体験という新しい観光スポットができ、地域ブランド力の向上につながることを期待される。また、当該施設の周辺には観光施設が密集しており、清酒を嗜みながら清酒の特色や歴史を理解するとともに、大和郡山の歴史や文化に触れながら城下町エリアを散策しやすくなり、新規の観光客を誘致し、また既存の観光客にとってもより充実した観光を提供することで地域の活性化につながることを期待される。

こうした動きは、本市の関係人口の増加や移住、定住者の獲得にもつながるものであり、城下町エリア全体が賑わいを取り戻すことは、市民の誇りとなり、郷土愛の醸成に資するものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市には先に述べた江戸時代から続く城下町の風情、町並み等観光資源があるものの、近隣市のより知名度のある観光資源の陰に隠れる形となっている。その中で城下町エリアの体験型観光施設については年間約1万人がおとずれるなど多くの観光客を集めており、新たに清酒製造体験の提供により、清酒を通じて地域の歴史や文化、伝統芸能の魅力発信、良好な城下町の風情や魅力を回復し、観光資源の磨き上げと城下町エリアの更なる活性化を図る。

また、当該体験施設での試飲の際の酒肴は、城下町エリアの商店街の飲食店からテイクアウトし、持ち込めることから、商店街の雇用維持や新規創業者の増加を図る。

さらに、古くから箱本十三町では和菓子、呉服、酒づくりが盛んであり、市民も含め観光客に職人の町を再認識してもらおう。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域ブランド力の向上

近隣市に隠れ、観光分野において後塵を拝する本市において、清酒という強いブランド力をもつコンテンツの製造体験が加わることは、清酒を嗜みながら大和郡山の歴史や文化に触れつつ城下町エリアを散策することができるようになり、本市を訪れる国内外の観光客に新たな来訪動機をもたらすものである。また周辺にある既存の観光施設にも注目が集まることで相乗効果により大きな効果が期待できるものである。

(2) 地域の活性化及び関係、移住、定住人口の増加

清酒製造体験施設を通じて、清酒を嗜みながら大和郡山の歴史や文化に触れつつ城下町エリアを散策することができるようになり、清酒を通じて地域の歴史や文化、伝統芸能の魅力発信、良好な城下町の風情や魅力の回復が可能となることで、地域の活性化及び本市の関係、移住、定住人口の増加が期待される。

(3) 郷土愛の醸成

ものづくり等の体験施設の充実により、江戸時代に始まる職人の町箱本十三町の認知度向上を図り、市民により一層城下町への愛着をもってもらおう。

また、城下町エリア全体が賑わいを取り戻すことは、市民の誇りとなり、郷土愛の醸成につながる。

【数値目標】

区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
清酒の製造体験者数（人）	-	-	-	350
清酒製造体験講習回数（回）	-	-	-	35
箱本館「紺屋」入客数（人）	9,057	6,568	3,500	10,000

※体験者数、講習回数は5月下旬開業の場合

※箱本館「紺屋」＝観光、藍染め体験施設

※2019年度までは実績値、2020年度以降は目標値

8 特定事業の名称

712 清酒の製造場における製造体験事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

712 清酒の製造場における製造体験事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において清酒の製造免許を受けた者で、当該特区内に所在する当該特区の魅力の増進に資する施設内の体験製造場において、清酒の製造体験の機会を提供しようとする者

- ・実施主体の氏名又は法人名：中谷酒造株式会社
- ・既存の製造場の所在地：奈良県大和郡山市番条町 561 番地
- ・既存の製造場の名称：中谷酒造株式会社

なお、当該事業者が本特例措置を活用した他の体験製造場を本特区内に設けていないことを大和郡山市として確認済である。

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該規制の特例措置に係る税務署長の承認を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、当該規制の特例措置に係る税務署長の承認を受けた者

#### (2) 体験製造場が設置される施設の概要

名称：中谷酒造柳町醸造所（製造体験施設）

所在地：奈良県大和郡山市柳二丁目 4 番

清酒の製造体験事業以外の事業の概要

- ① 自社製品の利き酒会
- ② 蒸米・放冷中に行う見学及び講義

創業嘉永六年（1853 年）、郡山柳沢藩御用商人を務めた中谷家（昭和 26 年に法人成りし中谷酒造株式会社）が醸造所及び試飲所を新設するもの。

土地面積 416 平米。建築面積 120 平米。

場所は郡山城下町の中心商店街にあり、豊臣秀吉に菓子を献上した本家菊屋など古い商家が並ぶ一角。北 20 メートルには以前染物屋が軒を連ね、糊を洗い落とす水路が流れる紺屋町がある。それら区域の商家を模した外観の二階建て瓦葺き。

施設の一階部分は醸造所と試飲所によって構成され、二階には試飲所と休憩所を併

設している。このうち、清酒の製造体験は、一階の醸造所にて行う予定。

令和3年5月20日に完成を予定している。

### (3) 当該施設が地域の魅力の増進に資すると考える理由

本市の魅力の1つは城下町であり、近年は城下町散策に訪れる観光客の増加に伴い、散策マップの整備、観光案内所の設置などに力を入れている。当該施設の周辺には染物体験施設「箱本館」や金魚すくい体験ができる「こちくや」等の観光施設が密集し城下町歩きに適している。そこに、清酒の製造体験という新しい要素が加わることにより新規の観光客を誘致し、また既存の観光客にとってもより充実した観光を提供することで地域の活性化に貢献する。

なお、当該施設では、製造体験のみならず、製造体験によって製造された酒を飲むことができる場所を観光客に提供することも目的としている。施設の外観は、歴史ある城下町の景観に合わせた造りで、かつての商家を思わせる内装、吹き抜けのある二階建ての趣のある構造、前後に庭を配置し寛げる空間で、観光客が街歩きの中で手軽に大和郡山で造られた酒を楽しめる場所となる。製造体験以外の来客ももてなすことにより、未来の製造体験参加者に繋げることができる。

また、当該施設では酒肴や料理は提供せず、商店街で販売される食品の持ち込みを許可し、観光客自身がデリバリーで料理を調達するシステムを採用する。当該施設周辺には、料亭旅館をはじめ仕出し屋や飲食店が数多く軒を連ね、酒肴を提供できる店が多数存在する。これらの店舗紹介並びにお薦め料理、食品を当該施設内に掲示することにより城下町の活性化にも寄与する。

さらに、当該施設での蒸米、放冷の時間を利用し施設内見学や講義を行い、清酒の特色、歴史を学ぶとともに城下町の歴史や文化への深い理解を図る。

以上により観光客の満足度を高め、より魅力的な城下町に変貌することが可能となる。

### (4) 清酒の製造体験事業の内容・募集人員

土曜もしくは日曜に行う場合の基本的な内容。参加人数、経済状況により多少の変更を行う。四季の気温変化に応じて仕込配合を変更する。

#### ○募集人数

- ・1チーム(10人)/日の予約制(英語及び中国語での対応可。)

#### ○参加費

- ・5千円(消費税別)/人。

製造体験によって製造された720ミリリットル瓶詰清酒2本を当該施設で引き渡し。

宅配を希望される場合には別途宅配料金を徴収(希望者及び外国からの観光客

には本社で製造した酒も提供可。)

#### ○内容

- ・一回の製造量は 18 リットル (原料白米換算で麴 3.8 キログラム、掛米 5.2 キログラム、総米 9 キログラム。)
- ・麴は認定計画特定清酒製造者の本社工場で造るか乾燥麴を用い、麴造りの作業は省略する。
- ・酒母は予め用意する。
- ・酒母の量を増やし (麴 1.3 キログラムを使用)、一段仕込みとする (麴 2.5 キログラム、掛米 5.2 キログラム。)
- ・発酵管理は、恒温冷蔵庫に容量 35 リットルの発酵容器を入れて行う。発酵期間は約 3 週間であり、認定計画特定清酒製造者が行う。製造体験参加者はこの期間中管理作業に立ち会うことができる。
- ・圧搾は、認定計画特定清酒製造者が行う。圧搾日は後日日時を参加者に通知し、立ち合いを認める。

#### ○作業内容及び時間表は次の通り (13 時開始の場合。24 時間表示)。

- ・ 13 時 00 分 清酒の製造過程及び作業概要を説明
- ・ 13 時 30 分 試験吸水
- ・ 14 時 00 分 蒸米  
蒸しあがるまで、①中谷酒造見学、②城下町観光を選択。
- ・ 16 時 00 分 放冷  
冷めるまで酒造りと清酒の歴史、中谷酒造について講義。
- ・ 16 時 30 分 仕込
- ・ 17 時 00 分 体験終了 希望者は試飲所で試飲

#### (5) その他地方創生に資する活動の有無

当該施設は試飲所を広くとっており、桂花団治による落語会の開催や各種文化団体のイベント会場としての使用を予定している。また、認定計画特定清酒製造者の製品の利き酒会 (有償) も開催し、城下町の活性化に寄与する。

#### (6) 認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済的社会的効果の発現見込

認定計画特定清酒製造者では当市唯一の酒蔵として知名度向上を図れる。当市の観光基盤である城下町に江戸時代から続く老舗造り酒屋が加わり、当該事業による観光資源の強化が図られることを確信している。

## (7) 実施結果の報告

毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を内閣府地方創生推進事務局に報告する。報告書には、実施日時、参加人数、実施内容等の製造体験事業の実施の状況、その他地方創生に資する活動の有無のほか、認定計画特定清酒事業者及び本市における経済的社会的効果の発現状況等を記載する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において清酒の製造免許を受けた者が、既存の製造場の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合において、当該特区に所在する当該特区の魅力の増進に資する施設内の体験製造場において、清酒の製造体験の機会を提供する場合には、当該特区域内に所在する一の体験製造場と既存の製造場を一の清酒の製造場とみなし、当該体験製造場においても清酒を製造することが可能となる。

なお、当該特定事業を行う場合、認定計画特定清酒製造者が所轄税務署長の承認を受ける必要がある。既存の製造場と一の製造場にみなされた体験製造場で清酒を製造する場合、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造（所轄税務署長からの承認を受ける前に体験製造場において清酒を製造する場合も含む。）を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、認定計画特定清酒製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。